

早めに済ませてスッキリ

# 確定申告の季節です

申告相談は2月がオススメ!

2/18  
(月)

3/17  
(月)



所得税と町県民税の申告受付が、2月18日(月)から3月17日(月)まで行われます。

この期間中は、税務署と町で申告相談を受け付けています。

また、今年も2月23日(土)・24日(日)の2日間は休日申告相談を行います。

平日は仕事などでお越しになれないという方は、この日をご利用ください。

なお、この2日間は電話での相談はできません。

## 申告相談は2月18日から

とき ● 2月18日(月)～3月17日(月) ※土・日曜日は除く。ただし、2月23日(土)・24日(日)は実施。  
午前9時～午後5時(正午～午後1時は除く) ※受付は午後4時まで。

ところ ● 役場2階 第4会議室(提出だけの方は1階の税務課まで)

### 〔受付方法〕

会場の入口にある『受付簿』に自分の名前を記入してお待ちください。受付順に名前をお呼びします。相談人数は、午前30～35人・午後40～50人が目安です。混雑の状況によって、途中で受付を終了することもあります。ご了承ください。

### 〔申告に必要なもの〕

所得の種類や申告の内容によって必要になる書類が違います。

- 印かん
- 還付または納税用の預貯金口座番号(本人名義)
- 税務署や役場から送付された申告書
- 給与や年金の源泉徴収票(コピーは不可)  
※会社の倒産などで源泉徴収票がもらえない場合は、税務署にご相談ください。
- 事業所得者は、諸帳簿・領収書など収入や経費がわかるもの
- 生命保険や地震保険の証明書、国民年金保険料控除証明書、医療費の領収書など控除の対象となる書類

### 〔注意点〕

- 医療費や事業経費などの金額は、相談を受ける前に計算しておいてください。
- 譲渡所得(土地や建物を売却した所得)のケースによっては直接、税務署に行ってください。事前に電話で確認してください。



## 所得税

### ◆確定申告が必要な人

- ① 農業や自営業をしていたり、アパートや土地を貸したりして収入を得ている人、土地や建物などを売った人で、合計所得金額から扶養控除や基礎控除などの所得控除額を差し引き、それに基づいて計算した税額から配当控除額を差し引き、なお残額がある人。
- ② 給与所得者で平成19年中の収入金額が2,000万円を超える人。
- ③ 給与以外の所得が20万円を超える人。
- ④ 2か所以上から給与を受けていて、年末調整をされなかった給与収入と、それ以外の所得金額の合計が20万円を超える人。

### ◆確定申告すると所得税が戻る人

所得税の年税額と、すでに源泉徴収や予定納税で納めた税金の差額が確定申告をすると戻ってくる人がいます。特に、次の項目にあたる人は

## 町県民税

### ◆申告する必要がある人

- 注意してください。
- ① 源泉徴収された配当所得や講演料などの雑所得が少額で、その他の所得も多くない人。
  - ② 給与所得者で医療費控除や雑損控除を受けられる人。
  - ③ 給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった人。
  - ④ 予定納税した人で、確定申告する必要がなくなった人。

確定申告の必要がない人で、平成19年中に何らかの収入があった人は、すべて町県民税の申告をしてください。全く収入がない場合でも、家族の扶養になっていない人は申告をしてください。扶養になっているかどうかは、必ず源泉徴収票などで確認してください。

前の年に町県民税の申告をした人や、昨年中に転入して現在も多古町に住んでいる人、新たに23歳になっ

た人には、町県民税の申告書を送ります。学生で親の扶養になっている人や会社にお勤めで給与の報告が役場に提出されている人でも、送られることとなります。その際は現況をお知らせください。

### ◆申告をしなくてもよい人

- ① 給与所得のみで、お勤め先から役場へ給与支払報告書が提出されている人。
- ② 全く収入がなく、同居の家族の扶養になっている人。

### ◆申告をしなないと...

国民健康保険税の軽減対象になれなかったり、保育所の保育料が決められなかったりするほか、児童手当の申請ができない、所得証明などが発行できないということになります。

### 申告についてのお問い合わせは

多古町役場税務課

☎ 76-5402

佐原税務署

☎ 0478-54-1331

## 心得その二

まずは自分で申告書を作成しましょう。わからないところを申告相談で聞きましょう。

## 心得その一

相談を受けるなら2月中に行きましょう。3月はみなさんの予想以上に混みます。